

(公印省略)

感疾第736-122号

令和7年3月13日

群馬県医師会長 }  
群馬県病院協会長 } 様

群馬県健康福祉部

感染症・疾病対策課長 武智 浩之

令和7年岩手県大船渡市において発生した大規模火災にかかる予防接種の取扱いについて（周知）

平素から、本県の予防接種事業の推進につきまして、御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、別添のとおり厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課から事務連絡がありました。

令和7年2月に岩手県大船渡市において発生した大規模火災のために居住地である市町村における定期接種を受けることが困難な者が、居住地以外の市町村において定期接種の実施を希望する場合には、下記のとおり取り扱うことで整理されましたので、当該内容について、貴会会員宛てに周知いただきますようお願いいたします。

なお、各市町村宛てに別添のとおり通知しておりますので、御承知おきください。

#### 記

- 1 本災害により居住地の長が定期接種の実施依頼を行うことが困難な場合には、被災者からの定期接種の実施希望の申し出をもって、居住地の長から定期接種の実施依頼があった者として、居住地以外の市町村において定期接種を実施して差し支えないこと。
- 2 当該定期接種の実施にあたっては、被災者がおかれている状況を考慮し、予診の徹底など健康状態を十分に把握したうえで実施すること。
- 3 本災害により規定の接種時期に定期接種を受けることのできなかつた被災者については、規定する時期を超えた場合にあっても、予防接種法施行令第3条第2項に基づき当該予定期接種を受けることが可能であること。

事務担当

群馬県感染症・疾病対策課

感染症危機管理室 予防接種係 倉本

電話 027-226-2615（直通）

メール corona-vaccine@pref.gunma.lg.jp